

令和2年5月26日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

医療機関等における医療用物資の緊急時の対応について

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県衛生主管部（局）に対し、事務連絡「医療機関等における医療用物資の緊急時の対応について（その2）」の発出がなされるとともに、同省より本会に対し発出について情報提供がありました。

医療機関のWEB調査については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の状況把握について（協力依頼）」（令和2年3月27日付け（地496・健Ⅱ347））にて貴会宛にご案内いたしました。また、正式名称がG-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム）となったことや、「週次調査シート」が「週次調査シート兼医療用物資緊急配布調査シート」と名称変更となったこと等の各種変更についても関連文書を通じてご案内申し上げてまいりました。

本事務連絡は、各都道府県が医療用物資を医療機関に配布するに際し、G-MISを通じた調査結果を元にして必要量を配布することや、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院及びPCR検査のための検体採取を行う診療所に対しては、国がG-MISの情報を元に緊急配布を行う対応を取りまとめたことについて周知を依頼するものです。また、本緊急対応の対象となる医療機関はG-MISに回答した医療機関に限られることから、医療機関へのG-MISへの協力要請を依頼するとともに、診療所がPCR検査のために検体採取を行う旨の報告があった場合にはG-MISの活用を促すよう求めています。なお、これまでの国による緊急配布は2週間分程度とされておりましたが、今般の事務連絡により、4週間分程度の配布に変更されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下の関係医療機関等への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年5月22日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
（マスク等物資対策班）

医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について（その2）

医療従事者の医療用物資（サージカルマスク、N95・KN95 マスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールドをいう。以下同じ。）については、医療従事者を感染から守り、医療提供体制を確保するため重要ですが、需要に供給が追いつかず、必要量の確保が困難となる医療機関等が存在しています。このため、3月以降対象品目を拡大しながら、国が確保した医療用物資について都道府県を通じて必要な医療機関等に優先配布を行っているところです。今般、こうした従来の仕組みに加え、新型コロナウイルス感染症患者の受入れや検査を行っている医療機関における医療用物資の枯渇やクラスターの発生などの緊急時に、都道府県による的確な対応や国が自ら緊急配布するなど、緊急時の対応について、下記の通り対応することとしました。

都道府県におかれましては、改めて、体制の整備等を行っていただくとともに、管内の医療関係団体及び医療機関等への周知と、医療機関に対して「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の状況把握について」（令和2年3月26日付通知健感発0326第3号、医政地発0326第1号、閣副第325号）におけるWEB調査（以下、「WEB調査」と言う。）に参加促進を働きかけるよう、お願いいたします。

記

1 都道府県における医療用物資の的確な配布等の対応について

- 各都道府県において、管下の医療機関等における医療用物資の使用状況や在庫量等を把握するとともに医療機関等からの相談に応じ、不足が見込まれる医療機関に都道府県の備蓄又は国から配布した医療用物資を配布するようお願いいたします。
- 医療機関等のニーズ把握、相談への対応、備蓄の確保や管理、医療機関等への配布など、都道府県において医療用物資を的確に配布するための体制を整備するようお願いいたします。都道府県における事務に要する費用（人件費等）に対する国の財政措置の詳細については、別途連絡いたします。
- 厚生労働省・内閣官房 IT 総合戦略室医療機関調査事務局が行っている WEB 調査においては、現在、医療機関における医療用物資の

①在庫量、

②現在の在庫の備蓄見通し（1週間以内、2～3週間、1か月以上）、

③今後1週間あたりの想定消費量

を記載することとなっております。今後これを改修し、来週前半を目途に、

④先週1週間の物資の購入量

⑤今後1週間に購入できる見込量

⑥国からの医療用物資の緊急配布を希望するか

の欄を追加します。各都道府県においては、これらの記載項目に基づき、医療機関における医療用物資の必要性や緊急度などを適切に判断し、必要に応じて、都道府県の備蓄又は国が配分した医療用物資から必要量を配布していただくようお願いいたします。

（WEB 調査の改修の内容については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等について調査項目一部変更のお知らせ（その2）」（令和2年4月24日事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等について調査項目一部変更のお知らせ（その4）」（令和2年5月11日事務連絡）を参照下さい。）

- この WEB 調査で管内医療機関の物資のひっ迫状況を確認いただき、特に1週間以内に備蓄が枯渇する見通しの医療機関については、緊急の支援を行っていただくようお願いいたします。

ただし、下記の2において国が緊急配布する場合もあるので、適宜、マスク等物資対策班に状況を照会しつつ、重複しないよう留意をお願いいたします。

なお、WEB 調査においては、医療機関に適正な数値を記載いただくよう依

頼しておりますが、数値について適正かどうか確認を行うため、必要に応じて、当該医療機関に対する照会や、資料の提出、実地での状況確認を、当該医療機関の協力を得て行うようお願いいたします。国が都道府県に対して照会等の依頼を行うこともあり得ること、ご承知おきください。

- なお、国においては、各都道府県への医療用物資の配布実績及び配布予定を公表していくこととしているので、ご承知おきください。

2 国から医療機関に対する医療用物資の緊急配布について

- 国においては、各都道府県の医療用物資の担当からの照会に対応するとともに、必要に応じて各都道府県の医療機関の状況を把握するため、医療用物資の配布についての都道府県との対応窓口を設置するなど体制の強化を図ります。（詳細については、決まり次第連絡いたします。）
- 国においては、WEB 調査において、備蓄見通しが1週間以内となっているなど、備蓄が減少し、かつ、自ら購入して確保することが困難な医療機関に対して、国が保有する医療用物資の在庫の状況等も踏まえつつ、緊急配布を行います。対象となる医療機関は当面、新型コロナウイルス患者（疑い患者を含む。）を受け入れる病院及び PCR 検査のための検体採取を行う診療所に限ります。
- 具体的には、メーカー等からの入荷状況次第ですが、当面は、「今後1週間あたりの想定消費量」から「物資購入の見込量」を減じた枚数の4倍程度（4週間分程度）の配布を想定しております。
- 対象範囲については、当面は、サージカルマスク、N95・KN95 マスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールドを対象に実施いたします。
- WEB 調査においては、医療機関に適正な数値を記載いただくよう依頼しておりますが、数値について適正かどうか確認を行うため、必要に応じて当該医療機関に対して国が照会等を実施します。また、国が実地での状況確認を当該医療機関の協力を得て行うこともあり得ます。
- 国から医療機関に対して緊急配布を行った場合、情報の取扱いに留意しつつ、国から緊急配布した枚数を含め、医療機関がWEB 調査で記載した内容の一部を公表させていただく場合もあり得ます。
- 国で緊急配布する場合には、WEB 調査について毎週水曜×切で医療機関に物資の確保状況を記載いただき、その後、週末にかけて配送の準備を行い、翌週には配布ができるような形で検討しております。
- 緊急配布を行う際には、国から当該医療機関の所在する都道府県に対して、配布先医療機関、配布物資、配布数量等を速やかに連絡いたします。各都道

府県においては、これを踏まえ、当該医療機関のその後の医療用物資の確保状況に注意を払い、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、医療機関のニーズをどのように把握し、都道府県による的確な配布につなげていくか、これまでの各都道府県の取組も踏まえ、適宜、情報共有を図っていきます。

3 厚生労働省・内閣官房 IT 総合戦略室医療機関調査事務局による WEB 調査への協力要請について

- 2のとおり、本緊急対応の対象となる医療機関は WEB 調査に回答した医療機関に限られることから、都道府県におかれては、管下の医療機関に対して WEB 調査への協力要請を行うようお願いいたします。
- 診療所が PCR 検査のために検体採取を行う旨の報告があった場合には、WEB 調査について周知いただき、活用を促していただきますよう、協力をお願いいたします。
- その他、WEB 調査の詳細については、1において引用した「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等について調査項目一部変更のお知らせ（その2）」（令和2年4月24日事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等について調査項目一部変更のお知らせ（その4）」（令和2年5月11日事務連絡）を参照下さい。

担当者連絡先

マスク等物資対策班

TEL : 03(5253)1111 内線8136、8209

03-3595-3454（夜間直通）

MAIL : haihujisseki@mhlw.go.jp

事務連絡
令和2年4月24日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
（マスク等物資対策班）

医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について

医療従事者の医療用物資（サージカルマスク、N95・KN95 マスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールドをいう。以下同じ。）については、医療従事者を感染から守り、医療提供体制を確保するため重要ですが、需要に供給が追いつかず、必要量の確保が困難となる医療機関等が存在しています。このため、3月以降対象品目を拡大しながら、国が確保した医療用物資について都道府県を通じて必要な医療機関等に優先配布を行っているところです。今般、こうした従来の仕組みに加え、新型コロナウイルス感染症患者の受入れや検査を行っている医療機関における医療用物資の枯渇やクラスターの発生などの緊急時に、都道府県による的確な対応や国が自ら緊急配布するなど、緊急時の対応について、下記の通り対応することとしました。

都道府県におかれましては、改めて、体制の整備等を行っていただくとともに、管内の医療関係団体及び医療機関等への周知と、医療機関に対して「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の状況把握について」（令和2年3月26日付通知健感発0326第3号、医政地発0326第1号、閣副第325号）におけるWEB調査（以下、「WEB調査」と言う。）に参加促進を働きかけるよう、お願いいたします。

記

1 都道府県における医療用物資の的確な配布等の対応について

- 各都道府県において、管下の医療機関等における医療用物資の使用状況や在庫量等を把握するとともに医療機関等からの相談に応じ、不足が見込まれる医療機関に都道府県の備蓄又は国から配布した医療用物資を配布するようお願いいたします。
- 医療機関等のニーズ把握、相談への対応、備蓄の確保や管理、医療機関等への配布など、都道府県において医療用物資を的確に配布するための体制を整備するようお願いいたします。都道府県における事務に要する費用（人件費等）に対する国の財政措置の詳細については、別途連絡いたします。
- 厚生労働省・内閣官房 IT 総合戦略室医療機関調査事務局が行っている WEB 調査においては、現在、医療機関における医療用物資の

- ①在庫量、
- ②現在の在庫の備蓄見通し（1週間以内、2～3週間、1か月以上）、
- ③今後1週間あたりの想定消費量

を記載することとなっております。今後これを改修し、来週前半を目途に、

- ④先週1週間の物資の購入量
- ⑤今後1週間に購入できる見込量
- ⑥国からの医療用物資の緊急配布を希望するか

の欄を追加します。各都道府県においては、これらの記載項目に基づき、医療機関における医療用物資の必要性や緊急度などを適切に判断し、必要に応じて、都道府県の備蓄又は国が配分した医療用物資から必要量を配布していただくようお願いいたします。

（WEB調査の改修の内容については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等について調査項目一部変更のお知らせ（その2）」（令和2年4月24日事務連絡）を参照下さい。）

- このWEB調査で管内医療機関の物資のひっ迫状況を確認いただき、特に1週間以内に備蓄が枯渇する見通しの医療機関については、緊急の支援を行っていただくようお願いいたします。

ただし、下記の2において国が緊急配布する場合もあるので、適宜、マスク等物資対策班に状況を照会しつつ、重複しないよう留意をお願いいたします。

なお、WEB調査においては、医療機関に適正な数値を記載いただくよう依頼しておりますが、数値について適正かどうか確認を行うため、必要に応じて、当該医療機関に対する照会や、資料の提出、実地での状況確認を、当該医療機関の協力を得て行うようお願いいたします。国が都道府県に対して照会等の依頼を行うこともあり得ること、ご承知おきください。

- なお、国においては、各都道府県への医療用物資の配布実績及び配布予定を公表していくこととしているので、ご承知おきください。

2 国から医療機関に対する医療用物資の緊急配布について

- 国においては、各都道府県の医療用物資の担当からの照会に対応するとともに、必要に応じて各都道府県の医療機関の状況を把握するため、医療用物資の配布についての都道府県との対応窓口を設置するなど体制の強化を図ります。
- 国においては、WEB 調査において、備蓄見通しが1週間以内となっているなど、備蓄が減少し、かつ、自ら購入して確保することが困難な医療機関に対して、国が保有する医療用物資の在庫の状況等も踏まえつつ、緊急配布を行います。対象となる医療機関は当面、新型コロナウイルス患者（疑い患者を含む。）を受け入れる病院及びPCR検査のための検体採取を行う診療所に限ります。
- 具体的には、メーカー等からの入荷状況次第ですが、「今後1週間あたりの想定消費量」から「今後1週間に購入できる見込量」を減じた枚数の2倍程度（2週間分程度）の配布を想定しております。
- 対象範囲については、当面は、サージカルマスク及びN95・KN95 マスクを対象に実施し、アイソレーションガウン及びフェイスシールドについては5月下旬以降目途で実施いたします。
- WEB 調査においては、医療機関に適正な数値を記載いただくよう依頼しておりますが、数値について適正かどうか確認を行うため、必要に応じて当該医療機関に対して国が照会等を実施します。また、国が実地での状況確認を当該医療機関の協力を得て行うこともあり得ます。
- 国から医療機関に対して緊急配布を行った場合、情報の取扱いに留意しつつ、国から緊急配布した枚数を含め、医療機関がWEB 調査で記載した内容の一部を公表させていただく場合もあり得ます。
- 国で緊急配布する場合には、WEB 調査について毎週水曜×切で医療機関に物資の確保状況を記載いただき、その後、週末にかけて配送の準備を行い、翌週には配布ができるような形で検討しております。
- 緊急配布を行う際には、国から当該医療機関の所在する都道府県に対して、配布先医療機関、配布物資、配布数量等を速やかに連絡いたします。各都道府県においては、これを踏まえ、当該医療機関のその後の医療用物資の確保状況に注意を払い、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、医療機関のニーズをどのように把握し、都道府県による的確な配布につなげていくか、これまでの各都道府県の取組も踏まえ、適宜、情報共有を図っていきます。

3 厚生労働省・内閣官房 IT 総合戦略室医療機関調査事務局による WEB 調査への協力要請について

- 2のとおり、本緊急対応の対象となる医療機関は WEB 調査に回答した医療機関に限られることから、都道府県におかれては、管下の医療機関に対して WEB 調査への協力要請を行うようお願いいたします。
- 診療所が PCR 検査のために検体採取を行う旨の報告があった場合には、WEB 調査について周知いただき、活用を促していただきますよう、協力をお願いいたします。
- その他、WEB 調査の詳細については、1において引用した「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等について調査項目一部変更のお知らせ（その2）」（令和2年4月24日事務連絡）を参照下さい。

担当者連絡先

マスク等物資対策班

TEL : 03(5253)1111 内線8136、8137

03-3595-3454（夜間直通）

MAIL : haihujisseki@mhlw.go.jp